

障害者の雇入れをお考えの事業主の皆さまへ

## 特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース) は 令和3年3月31日をもって廃止を予定しています。

特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)は、障害者雇用経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象である45.5~300人以下企業<sup>※1</sup>)が初めて障害者を雇用し、当該雇入れにより法定雇用障害者数<sup>※2</sup>以上となり、かつ、12か月間継続して雇用した場合に一定額を助成するものです。

※1 令和3年3月1日以降は、43.5~300人以下企業

※2 障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数

新たに本助成金の活用をお考えの  
事業主の皆さま、ご留意ください

- ・本助成金は、令和3年3月31日をもって廃止することを予定しています。
- ・新たに本助成金の活用をお考えの場合、  
**令和3年3月31日(水)までに対象労働者を雇い入れている**<sup>※</sup>  
必要があります。

※ 1人目の対象労働者の雇入れ日の翌日から起算して3か月以内に2人以上の対象労働者を雇い入れ、法定雇用障害者数以上となる場合、1人目を令和3年3月31日までに雇い入れる必要があります。

### ご注意ください

- ▶ 本助成金の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがありますので、労働局に提出した書類は、必ず支給決定日から5年間保存してください。
- ▶ 本助成金は、事業主がはじめて法定雇用率を達成したことについて助成するものですが、個々の対象労働者(障害者)の雇入れについては、「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」等の助成を受けることが可能です。
- ▶ そのほか本助成金の受給にあたっては、各種要件があります。  
ご不明な点については最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

